

介護老人福祉施設利用契約書

社会福祉法人 安心会
所沢やすらぎの里

介護老人福祉施設利用契約書

(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人 安心会(以下「事業者」といいます。)は、利用者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設(以下「施設」といいます。)に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、事業者が提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービス及びこれに付随するサービス(以下サービスといいます。)を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、20 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が前項の有効期間満了日から引き続いて要介護者(要介護3から要介護5)と認定された場合(以下「更新認定」といいます。)、要介護1または要介護2と認定され特例入所条件を満たした場合、有効期間満了日は、その更新認定による有効期間満了日とします。

第3条(施設サービス計画)

事業者は、介護支援専門員に利用者の「施設サービス計画」の作成を次の各号により行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者または保証人の意向を踏まえた上で、介護にあたる職員等と協議して施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ「施設サービス計画」を作成します。
- ② 必要に応じて「施設サービス計画」を変更します。
- ③ 「施設サービス計画」の作成および変更に際してはその内容を利用者または保証人に説明し同意を得ます。
- ④ ケアプランの作成費用は無料です。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書等で通知することにより、7日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は次の各号に掲げる事由に該当した場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書等で通知することにより、30日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく前条第3項に定める支払期限を超えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合
 - ④ 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合
 - ⑤ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合
 - ⑥ やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合
 - ⑦ 利用者または保証人等が事業者や事業者の従業者または他利用者に対し、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 利用者が要介護認定の更新で要介護1または要介護2と認定され、特例入所条件を満たさない場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 5 第2項及び前項の場合において、利用者のやむを得ない事由により所定の期間を超えて事業者の施設を利用することとなるときは、事業者は利用者に対し、その利用に要する実費を請求します。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その当日
 - ② 利用者が死亡した場合……その当日

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、施設の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（保証人）、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 20 年 月 日

契約者氏名

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

保証人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

事業者

<事業者名> 介護老人福祉施設 所沢やすらぎの里

(指定番号) 1172500249

<所在地> 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5丁目928-1

<代表者名> 施設長 田村 仁 印

⑪金 銭 管 理 費 …諸費用の支払い代行を行います。サービスご利用に際しては、別途「委任状」「その他費用の内訳について」の依頼締結が必要となります。料金は別途かかります。

⑫所持品等の保管 …特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。但し、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑬レクリエーション…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、実費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑭その他のサービス

- ア 選択食の提供 : 当施設では、昼食については選択食をご用意しております。
- イ 希 望 食 : 外食・出前等をご希望された場合、ご希望にそえる範囲内で行っております。料金は実費がかかります。
- ウ 特別な行事 : 遠方に外出をご希望された場合、ご希望にそえる範囲内で行っております。料金は実費がかかります。
- エ 通院サービス : 医療上必要な場合は、保証人等のご協力のもと通院サービスを行っております。遠方等へ通院される場合、料金は別途かかります。
- オ 理美容サービス : 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- カ 衣類の洗濯 : 当施設では、洗濯機で洗える衣類については無料で行っております。ただし、洗濯機で洗うことの出来ないセーターやジャケット等クリーニングが必要な場合は保証人等にてお願いします。
- キ その他のサービス : 介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

○ 料金（自己負担2割の金額です。）

①基本料金（介護保険負担割合証の提示により負担額が変わります。）

・施設利用料

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担(1日分)	1148円	1288円	1432円	1572円	1709円

・加算（1日の料金になります。）

栄養マネジメント加算※1	29円/日	夜勤職員配置加算Ⅰ※2	27円/日
サービス提供体制加算Ⅰ※2	25円/日	看護体制加算Ⅰ※2	13円/日
日常生活継続支援加算※2	74円/日	看護体制加算Ⅱ※2	27円/日
初期加算※1	62円/日	外泊時費用※1	506円/日
口腔衛生管理体制加算※1	62円/月	看取り介護加算Ⅰ※1	296円/日
口腔衛生管理加算※1	185円/日	看取り介護加算Ⅱ※1	1397円/日
療養食加算※1	13円/日	看取り介護加算Ⅲ※1	2629円/日
個別機能訓練加算※1	25円/日	排せつ支援加算※1	206円/月
褥瘡マネジメント加算※1	21円/月	低栄養リスク改善加算※1	617円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	施設利用料、加算を合わせた総単位数に8.3%を加算		
特定処遇改善加算Ⅰ	施設利用料、加算を合わせた総単位数に2.7%を加算		

※1 対象者のみの算定になります。

※2 職員体制等により算定に変更があります。

②食 費（介護保険負担限度額認定証の提示により負担額が変わります。）

	食費		食費内訳
第1段階	1日	300円	朝・・・182円 昼(おやつ含)・・・605円 夕・・・605円
第2段階	1日	390円	
第3段階	1日	650円	
第4段階以上	1日	1,392円	

③居 住 費（介護保険負担限度額認定証の提示により負担額が変わります。）

	居住費(多床室)		居住費(個室)	
第1段階	1日	0円	1日	320円
第2段階	1日	370円	1日	420円
第3段階	1日	370円	1日	820円
第4段階以上	1日	855円	1日	1,171円

④日用品費（歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・ボックスティッシュ等）

…1日あたり300円（別途「その他費用の内訳について」依頼締結が必要となります。）

⑤金銭管理費（印鑑・お小遣いに加えて通帳管理を施設側で行う場合）

…1月あたり500円

⑥そ の 他 …特別な行事、希望食、遠方の通院サービス、理美容費等の料金は実費がかかります。

* 食費、居住費は利用者の収入により異なります。

* 入所期間中に入院または外泊した期間がある時は、介護報酬請求の取り扱いに応じ算定される料金となります。

また、入所期間中の入院もしくは外泊7日目以降について、現在ご使用中の居室を引き続きお使いになりたい場合は介護保険制度適用外となり、居住費全額実費負担（855円/日）となります。ただし、ショートステイの空床利用を同意した場合はその限りではありません。

* 介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。

料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問合わせください。

事業者

<事業者名> 介護老人福祉施設 所沢やすらぎの里 (指定番号等) 1172500249

<所在地> 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 5 丁目 928-1

<代表者名> 施設長 田村 仁 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

20 年 月 日 <利用者氏名> _____ 印

<保証人氏名> _____ 印